

運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

(2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消等に資する支援を行うこと。

また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

2. リニア中央新幹線については、財政投融资による支援を行うとともに、沿線居住環境への影響を配慮しつつ早期開業に向け、関係機関等と一体となって積極的に取り組むこと。

3. JR北海道等については、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく支援の継続をはじめJR北海道等の経営再建を積極的に支援すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備に必要な財政措置を講じること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

あわせて、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

6. 地方空港の機能を強化するため、就航便の確保や国際便の受入れ等を推進するとともに、航空機騒音対策を行うなど周辺住民に十分配慮し、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進すること。
7. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。
8. 多くの都市自治体が地方版図柄入りナンバープレートを導入できるよう登録自動車台数の基準を引き下げるなど、必要な措置を講じること。
9. 水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。
10. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、十分な財政措置を講じること。
11. 東日本大震災関係
被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
12. 新型コロナウイルス感染症対策関係
全国的な経済活動の停滞下での地域経済活性化には、広域的な取組が不可欠なことから、高速道路割引制度を拡充すること。